

柱3-3-（4）未収金対策の強化

3年度目標の達成状況

目標	3年度実績	3年度目標の評価	4年度以降目標(設定・変更等)
<ul style="list-style-type: none"> ・未収金残高 2年度 635億円 3年度 378億円 <p>※4年度以降の目標は、単年度ごとに市債権回収対策会議において設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金残高 351億円（決算見込） （現年度分 106億円） （過年度分 245億円） 	達成	<p>4年度 347億円以下 5年度 343億円以下 (理由) 4年8月開催の市債権回収対策会議において、3年度実績を踏まえ、4年度目標を373億円から上方修正。また、同会議において、5年度目標を設定。</p>

3年度取組の実施状況

3年度の取組内容	3年度の主な取組実績	課題	4年度の取組内容 (課題に対する対応)
<p>① 債権別行動計画に基づく未収金対策の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年1月末の未収金残高の状況を基に出納整理期間の取組を徹底するため、4月に市債権回収対策推進会議を開催する。 ・7月頃に各債権所管に対し、2年度の取組実績、3年度の目標修正の要否、具体取組内容及び4年度目標に係るヒアリングを実施し、その後も必要に応じ状況確認や指導をするなど、年間を通じた進捗管理を行う。 ・8月に市債権回収対策会議を開催し、3年度目標の修正要否、具体取組内容の確認及び4年度目標を設定する。 ・2月頃に年度後半の取組強化及び進捗管理のため、10月末の未収金残高状況に基づき、市債権回収対策推進会議を開催するほか、必要に応じて市債権回収対策会議を開催する。 ・7月末、10月末、1月末の未収金の削減状況を取りまとめ、ホームページで公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月に市債権回収対策推進会議を開催し、出納整理期間の取組強化など、未収金対策の徹底を図った。 ・6月～7月に各債権所管に対し、2年度の取組実績、3年度の目標修正の要否、具体取組内容及び4年度目標に係るヒアリングを実施した。また、12月に年度途中の進捗管理強化のために、例年、ヒアリングの対象外としていた債権所管で、残高が減少しないなど課題のあると考えられる債権所管へのヒアリングを実施するなど、年間を通じた進捗管理を実施した。 ・8月に市債権回収対策会議を開催し、3年度目標の修正、具体取組内容の確認及び4年度目標を設定した。 ・1月に10月末の未収金残高状況に基づき、市債権回収対策推進会議を開催し、年度後半の取組強化及び進捗管理を行った。 ・7月末（10月公表）、10月末（2月公表）、1月末（3月公表）の未収金の削減状況を取りまとめ、 	<ul style="list-style-type: none"> ・いまだ、多額の未収金残高が存在するため、引き続き、全市的な未収金対策に取り組む必要がある。 ・4年度目標の達成に向け、適正な債権管理及び早期の滞納整理等についての総括的な指導を実施する。 ・消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理を引き続き徹底していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4年1月末の未収金残高の状況をもとに出納整理期間の取組を徹底するため、4月に市債権回収対策推進会議を開催する。 ・7月頃に各債権所管に対し、3年度の取組実績、4年度の目標修正の要否、具体取組内容及び5年度目標に係るヒアリングを実施する。また、未収金対策の取組強化のため、残高が減少しないなど課題のあると考えられる債権所管へのヒアリングを実施するなどし、年間を通じた進捗管理を行う。 ・8月に市債権回収対策会議を開催し、4年度目標の修正要否、具体取組内容の確認及び5年度目標を設定する。 ・1月頃に年度後半の取組強化及び進捗管理のため、10月末の未収金残高状況に基づき、市債権回収対策推進会議を開催するほか、必要に応じて市債権回収対策会議を開催する。 ・7月末、10月末、1月末の未収金の削減状況を取りまとめ、ホームページで公表する。 ・消滅時効期間を経過する

<ul style="list-style-type: none"> 消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理を徹底させるべく、取組を実施する。 	<p>ホームページで公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理の徹底について、各債権所管の対応状況確認及び進捗管理（9月、12月、3月）を実施した。 		<p>予定の債権に対する適切な事務処理を徹底させるべく、取組を実施する。（通年）</p>
<p>②「OJT³⁹による徴収事務担当者の育成」等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市債権回収対策室と各所属の徴収ノウハウの共有化に向けて、「OJTによる徴収事務担当者の育成」を実施する。 債権管理・回収業務支援弁護士を活用した研修会等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市税の徴収ノウハウを有する市債権回収対策室職員によるOJT研修を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 前期（6月～10月） 5所属 5名 後期（11月～2月） 5所属 5名 債権管理・回収業務支援弁護士による債権管理・回収研修会をネット配信型で実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 【基礎編】 6月～9月 (4回実施) 受講者数（延べ人数） 745名 【発展編】 10月～1月 (4回実施) 受講者数（延べ人数） 383名 【ケーススタディ編】 2月～3月 (4回実施) 受講者数（実人数） 43名 	<ul style="list-style-type: none"> 各所属の徴収ノウハウを向上させ、所属内で継承及び蓄積されることを支援するため、取組を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市債権回収対策室と各所属の徴収ノウハウの共有化に向けて、「OJTによる徴収事務担当者の育成」を実施する。（通年） 債権管理・回収業務支援弁護士を活用した研修会等を実施する。（通年）

³⁹ On-the-Job Training の略。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し、日常的に職務のあらゆる場面を通じて業務に必要な知識・技術・技能・態度などを、計画的・継続的・反復的に指導し、習得させるもの